

三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、市民が覚悟を持ち、自らが意欲的に行動し、全市的協働の取組となることを目標に、地域資源を活かしながら、元気な地域づくり、新たなチャレンジ、ツナガリ人口の拡大を通じた地域活性化、産業活性化をめざした公益性の高い事業の創業や展開をする上で必要となる施設整備を支援するため、三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

（補助対象事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、前条に規定する趣旨に沿った事業を行うもので、原則として次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 法人格を有する団体又はそれらの団体と共同体を組む団体（法人格を有しない団体を含む。）であり、規約、会計等を有する団体であること。
- (2) 市内に事務所又は事業所があること（本事業を活用し設置するものを含む。）。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党その他政治団体を推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第1条に規定する趣旨に沿った事業で、原則として次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地域資源を活用しながら新しいチャレンジやツナガリ人口の拡大に向けて取り組む事業であること。
- (2) 市民の参加と協働のもとで、補助対象事業を行おうとする者が積極的に

実施する公益性の高い事業であること。

- (3) 三次市内で実施される事業であること。
- (4) 事業の実施計画や効果及び収支計画が明確であること。
- (5) 事業実施内容が関係法令等に違反しないこと。
- (6) 他に三次市からの補助金を受けていない事業（活動等）であること。
- (7) 政治的、宗教的活動と認められない事業であること。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の額が生じるときは、これを切り捨てる。

補助対象経費	補助率
新たに地域間交流施設，農林水産業施設，商工観光施設，地域振興施設の整備に要する経費（別表。以下同じ。）（国等が交付する補助金の額又は土地及び建物の取得若しくは借上げに要する経費を除く。）	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、補助金の上限1,000万円以内とする。

- 2 前項の表に掲げる補助対象経費の算出に当たっては、地域の実情に鑑み、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減を考慮しなければならない。

（補助対象事業期間）

第5条 補助対象事業期間は、原則として単年度とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げる補助対象事業期間の計算は、年度単位で算定するものとし、補助金の交付決定を受けた日から当該会計年度の3月31日又は当該補助対象事業の完了した日のいずれか早い日をもって最初の年度が経過したものとみなす。

（補助対象事業の認定申請）

第6条 補助対象事業として認定を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、次の各号に掲げる書類を、別に定める期限までに、副本1通を添えて市長に提出し、事業計画の企画提案を行うものとする。

- (1) 三次市元気な地域創造施設整備支援事業認定申請書（様式第 1 号）
- (2) 三次市元気な地域創造施設整備支援事業企画提案書（様式第 2 号）
- (3) 三次市元気な地域創造施設整備支援事業収支計画書（様式第 3 号）
- (4) 三次市元気な地域創造施設整備支援事業費明細書（様式第 4 号）
- (5) 三次市元気な地域創造施設整備支援事業実施スケジュール（様式第 5 号）
- (6) 三次市元気な地域創造施設整備支援事業認定申請団体調書（様式第 6 号）
- (7) 補助対象経費算出根拠に係る工事見積書又は工事設計書，工事費費目別内訳書，工事事務費費目別内訳書等の写し
- (8) 事業予定場所の位置図及び整備箇所の写真等
- (9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類
（評価委員会）

第 7 条 市長は前条に規定する書類を受理したときは，関係機関の意見を聴くため，三次市元気な地域創造施設整備支援事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮るものとする。

2 評価委員会は，次に掲げる事項を審査する。

- (1) 事業の妥当性（必要性・効果，公益性，実現性，自立性，持続性，発展性等）
- (2) 事業主体となるものの経営状況
- (3) 設計内容の妥当性
- (4) 関係法令への適合性
- (5) 申請事業が複数ある場合の優先順位
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 評価委員会の委員は，次に掲げる者を市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域振興部担当副市長
- (2) 産業振興部担当副市長
- (3) 地域振興部長
- (4) 産業振興部長
- (5) 建設部長
- (6) 識見を有する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか，市長が必要と認める者

- 4 前項第6号及び第7号に掲げる委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。
- 6 委員長は会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 7 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 8 評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 9 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 10 評価委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 11 評価委員会の会議は公開するものとする。
- 12 審査の必要に応じ、評価委員会に事業主体を招致し直接意見を聴取することができる。
- 13 評価委員会に分科会を置くことができる。なお、分科会の組織運営については委員長が別に定める。
- 14 評価委員会は、審査の結果を市長に報告するものとする。

(補助対象事業の認定)

第8条 市長は、評価委員会からの報告を受けて、内容が適当と認めるときは、予算の範囲内で、事業主体に対し、三次市元気な地域創造施設整備支援事業認定通知書（様式第7号）により補助対象事業として認定することを通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の規定により、補助対象事業として認定を受けた事業主体は、三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付申請書（様式第8号）を、別に定める提出期限までに副本1通を添えて市長に提出するものとする。

(補助金交付決定等)

第10条 市長は、事業主体からの補助金交付申請を受けて、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金額を決定し、三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり、補助金交付の目的を達成するために必要な

条件を付することができる。

(補助金交付の条件)

第 1 1 条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、規則第 6 条に規定する条件のほか、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市税その他納入金を期限までに完納していること。
- (2) 補助対象事業は、予定の期間内に完成させ、指定期日までに市長に通知し、完了検査等を受けること。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械等については、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は破棄してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、補助対象事業を完了した日の属する会計年度の終了後 10 年間保管しておかななければならない。
- (7) 補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(補助対象事業の変更等の承認)

第 1 2 条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項の変更をしようとする場合には、あらかじめ三次市元気な地域創造施設整備支援事業変更等承認申請書（様式第 10 号）に副本 1 通を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容に変更があった場合
- (2) 補助対象事業の施設の設置場所を変更しようとする場合

(3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(補助対象事業遅延等の報告)

第 1 3 条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に終了しない場合、速やかに三次市元気な地域創造施設整備支援事業遅延報告書（様式第 1 1 号）に副本 1 通を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請の取下げ)

第 1 4 条 補助事業者は、当該事業の遂行が困難となった場合は、補助対象事業の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業状況報告)

第 1 5 条 補助事業者は、市長が必要と認めて指示したときは、三次市元気な地域創造施設整備支援事業遂行状況報告書（様式第 1 2 号）に副本 1 通を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 1 6 条 補助事業者は、事業の完了した日から起算して 3 0 日を経過した日又は当該補助対象事業が完了した日の属する会計年度末のいずれか早い日までに三次市元気な地域創造施設整備支援事業実績報告書（様式第 1 3 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 三次市元気な地域創造施設整備支援事業実績書（様式第 1 4 号）

(2) 三次市元気な地域創造施設整備支援事業収支決算書（様式第 1 5 号）

(3) 三次市元気な地域創造施設整備支援事業取得財産管理台帳（様式第 1 6 号）

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 1 7 条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認められるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助対象事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付確定通知書

(様式第 17 号) により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合には、補助金の一部について補助対象事業の実績に応じ概算払をすることができる。

2 概算払の額は、補助対象経費に係る実績の範囲内の額とする。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付（概算払）請求書（様式第 18 号）を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 19 条 市長は、補助事業者において、次の各号に掲げる事項に該当する行為等があったときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令若しくはこの告示に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 補助対象事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

(6) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部について実施する必要がなくなったとき。

(7) 補助対象事業完了前に、補助金交付の目的が達成できないことが客観的に明らかになったとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 19 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 20 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金を返還させるもの

とする。この場合において、災害その他社会経済情勢の変化など、補助事業者の責に帰すことが困難な場合を除き、その命令に係る補助金の返還の納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年利3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して市に納付しなければならない。

- 2 市長は、補助事業者が補助金の返還の請求を受け、当該請求を受けた補助金の全部又は一部を指定された期限までに納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。
(市長の監督)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成する必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(事業実施後の措置)

第22条 補助事業者は、施設等の適切な運営を行うとともに補助対象事業の効果についての的確に把握し、施設等の利用状況・収益等が2年間連続して低調である場合、その要因を分析し、当該施設等の利用促進など運営に係る改善措置を行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助対象事業の完了後においても、別途市長の指示するところにより、補助対象事業に係る施設の使用状況等について報告しなければならない。

(補助対象事業施工に係る事項)

第23条 補助対象事業に係る工事の施工に際して、主要資材を購入し、又はやむを得ず工事の一部（主体部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、極力三次市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注するものとする。

(その他)

第24条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付及び交付方法に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(会議の招集)

- 2 この告示の施行後、最初に開かれる評価委員会の会議は、第 7 条第 8 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

施設の整備に要する経費

施設の整備に要する経費とは、次のものをいう。

- (1) 測量，実施設計や工事費などの直接経費のほか，諸経費（旅費，自己資金借入金利息など），事業展開に必要なソフト事業（ホームページ開設費用，パンフレット等の印刷経費など）にかかる経費も含む（ソフト事業にかかるものについては，補助制度の趣旨に沿ったもので，事業費全体の3パーセント以内とする。）。
- (2) 補助制度の趣旨に沿ったものであれば，既存施設への設備（保冷库，冷凍車，工作機械など）も補助対象とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業認定申請書

年 月 日

三次市長 様

事業主体 住 所

団体名

代表者名

㊞

年度三次市元気な地域創造施設整備支援事業について、次のとおり実施
したいので、三次市補助金等交付規則及び三次市元気な地域創造施設整備支援
事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 事業期間 着手 年 月 日

完了（予定） 年 月 日

3 総事業費 _____ 円

4 添付書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業企画提案書

団体の名称		
事業の名称		
事業の概要		
事業 内 容	背景・現状	
	事業の目的	
	事業の詳細	
	資金等調達 状況等	
	事業効果	
事業運営体制		
事業調整状況		
受益者数（見込）		名
総事業費		千円
内補助金所要額		千円

団体の名称	
団体の活動状況	
提案事業の 必要性	
提案事業の 実現可能性	
提案事業の 継続性	
その他特記事項	

様式第 3 号（第 6 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業収支計画書（1 / 3）

【全体・総括】

年度～

年度

（単位：円）

	項目	金額	内容
収 入			
	企画		
	提案		
	事業		
	関係		
	収入合計		
支 出			
	企画		
	提案		
	事業		
	関係		
	支出合計		
	差引		

様式第 3 号（第 6 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業収支計画書（2 / 3）

【事業初年度】

年度

（単位：円）

	項目		金額	内容
収 入				
	企画 提案 事業 関係			
	収入合計			
支 出				
	企画 提案 事業 関係			
	支出合計			
	差引			

様式第 3 号（第 6 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業収支計画書（3 / 3）

【継続年度別】

年度

（単位：円）

	項目		金額	内容
収 入				
	企画 提案 事業 関係			
	収入合計			
支 出				
	企画 提案 事業 関係			
	支出合計			
	差引			

様式第 4 号（第 6 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業費明細書（1 / 3）

【全体・総括】

年度～ 年度

（単位：円）

	項 目	細 目	金 額	補助金 要望額	内 容	積算根拠 (数量 単価)
企 画 提 案 事 業 関 係 収 入						
	収入合計					
企 画 提 案 事 業 関 係 支 出						
	支出合計					
	差引					

様式第 4 号（第 6 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業費明細書（2 / 3）

【事業初年度】

年度

（単位：円）

	項 目	細 目	金 額	補助金 要望額	内 容	積算根拠 (数量 単価)
企 画 提 案 事 業 関 係 収 入						
	収入合計					
企 画 提 案 事 業 関 係 支 出						
	支出合計					
	差引					

様式第 4 号（第 6 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業費明細書（3 / 3）

【継続年度別】

年度

（単位：円）

	項 目	細 目	金 額	補助金 要望額	内 容	積算根拠 (数量 単価)
企 画 提 案 事 業 関 係 収 入						
	収入合計					
企 画 提 案 事 業 関 係 支 出						
	支出合計					
	差引					

様式第 5 号 (第 6 条関係)

三次市元気な地域創造施設整備支援事業実施スケジュール（１／３）

【全体・総括】 年度～ 年度

$$(\quad)$$
[illegible]

()

[illegible]

()

[illegible]

様式第5号（第6条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業実施スケジュール（２／３）

【事業初年度】 年度

$$\left(\begin{array}{c} \text{ } \end{array} \right)$$
[illegible]

()

[illegible]

()

[illegible]

様式第5号（第6条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業実施スケジュール（３／３）

【継続年度別】 年度

$$(\quad)$$
[illegible]

()

[illegible]

()

[illegible]

様式第 6 号（第 6 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業認定申請団体調書

		(ふりがな) 団体の名称		
連 絡 先	代 表 者	(ふりがな) 氏 名		
		住 所	〒	
		電話番号		
		FAX 番号		
		電子メール		
	担 当 者	(ふりがな) 氏 名		
		住 所	〒	
		電話番号		
		FAX 番号		
		電子メール		
団体の活動区域				
区域内世帯数・人口		世帯数	世帯	
		人 口	人	
法人格取得の有無		有 ・ 無		
所有財産				

【添付書類】登記簿謄本（法人）

様式第 7 号（第 8 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業認定通知書

第 号
年 月 日

様

三次市長



年 月 日付けで申請のあった事業について、三次市補助金等交付規則及び三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり事業認定したので通知します。

1 事業名 _____

2 事業期間 着手 年 月 日
完了（予定） 年 月 日

3 総事業費 _____ 円

様式第 8 号（第 9 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付申請書

年 月 日

三次市長 様

住 所

団体名

代表者名

㊞

年 月 日付け、 第 号をもって、事業認定のあった事業について、次のとおり実施したいので、三次市補助金等交付規則及び三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名 _____

2 交付申請額 金 _____ 円

3 添付書類

様式第9号（第10条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

三次市長



年 月 日付けで補助金の交付申請のあった事業については、三次市補助金等交付規則及び三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 事業名 _____

2 交付決定額 _____ 円

3 交付決定の内容

この補助金の交付の対象となる事業は、三次市元気な地域創造施設整備支援事業で、その内容は、年 月 日付の申請のとおりとする。

4 交付の条件

三次市補助金等交付規則及び三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第 10 号（第 12 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業変更等承認申請書

年 月 日

三次市長 様

住 所

団体名

代表者名

㊟

年 月 日付け、第 号をもって補助金の交付
決定通知があった事業の実施について、次の理由により変更したいので、三次
市補助金等交付規則及び三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付
要綱第 12 条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業名 _____

2 変更の理由及び内容

3 添付書類

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業遅延報告書

年 月 日

三次市長 様

住 所

団体名

代表者名

㊞

年 月 日付け、 第 号をもって補助金の交付
決定通知があった事業の実施について、次の理由により工期内に事業を完了
することが困難になったため、三次市補助金等交付規則及び三次市元気な地域
創造施設整備支援事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により関係書類を添え
て報告します。

1 事業名 _____

2 遅延の理由及び内容

3 添付書類

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業遂行状況報告書

年 月 日

三次市長 様

住 所

団体名

代表者名

㊟

年 月 日付け、第 号をもって補助金の交付決定通知があった事業の遂行状況について、三次市補助金等交付規則及び三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 事業名 _____

2 事業遂行状況

区 分	実施計画		出 来 高		進捗率 (B) / (A)	備考
	事業費 (A)	交付額	事業費 (B)	交付額		
	円	円	円	円	%	
合 計						

3 事業の完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

様式第 13 号（第 16 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業実績報告書

年 月 日

三次市長 様

住 所

団体名

代表者名

㊟

年 月 日付け、第 号をもって補助金の交付決定通知があった事業が完了したので、三次市補助金等交付規則及び三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付要綱第 16 条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 事業名 _____

2 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 _____ 円

精算額 金 _____ 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

様式第 1 4 号（第 1 6 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業実績書

事業主体となる団体の 名称及び代表者氏名		
事業の概要		
事業 実 績	事業の目的	
	事業の詳細	
	事業の効果	
事業着手年月日		年 月 日
事業完了年月日		年 月 日

様式第 1 5 号（第 1 6 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業収支決算書

【 年度 】

（単位：円）

	項 目	細 目	金 額	補助金 要望額	内 容	積算根拠 (数量 単価)
企 画 提 案 事 業 関 係 収 入						
	収入合計					
企 画 提 案 事 業 関 係 支 出						
	支出合計					
	差引					

様式第 1 6 号（第 1 6 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業取得財産管理台帳

1 項

NO.	品名	形状・寸法等	数量	単位	単価	取得金額	受入・異動事由	取得・異動年月日	設置場所等	備考
001					円	円 内補助金額 円		年 月 日 年 月 日		
002					円	円 内補助金額 円		年 月 日 年 月 日		
003					円	円 内補助金額 円		年 月 日 年 月 日		
004					円	円 内補助金額 円		年 月 日 年 月 日		
005					円	円 内補助金額 円		年 月 日 年 月 日		

様式第 17 号（第 17 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付確定通知書

第 号

年 月 日

様

三次市長



年 月 日付け、第 号により決定した補助金等の交付について、三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき、次のとおり確定したので通知します。

1 事業名 _____

2 交付決定額 _____ 円

3 交付確定額 _____ 円

様式第 18 号（第 18 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付（概算・精算）請求書

年 月 日

三次市長 様

住 所

団体名

代表者名

印

年 月 日付け、第 号をもって補助金交付の確定を受けた、三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金として、次のとおり請求（精算）します。

1 補助金交付決定額（補助金確定額） 金 _____ 円

2 補助金受領済額 金 _____ 円

3 補助金交付（概算・精算）請求金額 金 _____ 円

4 振込先

（ふりがな）

口座名義

金融機関名

口座種別

口座番号

様式第 19 号（第 19 条関係）

三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号

年 月 日

様

三次市長



年 月 日付け、第 号による三次市元気な地域創造施設整備支援事業補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので通知します。

1 交付決定の取消内容

事業名 _____

交付決定額 _____ 円

今回取消額 _____ 円

更生決定額 _____ 円

2 取消しをする理由

3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）